豊岡短期大学論集　No.14, 87～94（2017）

英語仮定法における時制の指導

西　村　　豊

How to Teach Tense System in English Subjunctive Mood

Yutaka Nishimura

豊岡短期大学 論集
第 14 号　別 冊
平成 30 年 2 月 28 日　発 行

英語仮定法における時制の指導

How to Teach Tense System in English Subjunctive Mood

西　村　　豊

Yutaka Nishimura

1

H.Bradley が *The Making of English*(1904:38)で“Perhaps in another generation the subjunctive forms will have ceased to exist except in the single instance of *were,* which serves a useful function....”（一世代後には、有用な機能を果たしている were を唯一の例外として、仮定法の形態はこの世から消滅してしまっているだろう）と予言し、その後確かに仮定法が直説法に取って代わられる傾向があった。しかし、吉田(1986:227)はそのような発言にたいして「これは少々取り越し苦労ということになるのではあるまいか。それというのも、仮定法の核心にあたる部分は、やはり英語では欠かせないところであって、これが直説法によって完全に侵食されるとは考えにくいからである。ただ時代と共に移り変わる言語意識によって、周辺の部分が多少とも調整されていくことはあっても、本体そのものをゆるがすような変化はないと考えられるのである」と述べている。

そして、今日においても、仮定法は多少の変化を伴いながらも厳然と生き続け、特に仮定法における時制の変化が日本人の英語学習者を苦しめているのである。

Celce-Murcia, M and D. Larsen-Freeman.(1983:340)でも

> Conditional sentences consist of two clauses and are therefore more complex syntactically than many other structures. Moreover, the semantics of all the various types of conditional clauses are subtle and hard to understand even for native speakers. Good comprehensive descriptions are not readily available. Furthermore, ESL/EFL students need a good grasp of the English tense system as well as the modal auxiliaries before they can cope with the full range of conditional sentences in English.
>
> （条件文は二つの節からできている。それ故に多くの他の統語構造より複雑である。さらに、全ての様々な種類の条件節の意味の違いは微妙であり、英語を母国語とす

る人間にとってさえ理解するのが困難なのである。よくまとまった包括的な説明というものはなかなかお目にかかることができない。さらに言えば、ESL/EFL の生徒が英語の全ての種類の条件文を使いこなせるようになるためには法助動詞だけでなく、英語の時制をしっかり理解する必要がある。）

と仮定法を含めた条件文の時制の学習の難しさについて触れている。

諏訪部(1985:6)は「生徒にとって仮定法はなぜ難しいか」で 160 人の大学 1・2 年生にアンケートを取り、その結果 64 人(40%)の学生が「どの時制で表現するのか分からない」と答えていると報告している。西村も 2017 年に本学 1・2 年の学生 66 人に対して同様のアンケートを行い、その結果 55 人(83%)の学生が「どの時制を使えばいいのか分からない」と答えている。

これは一つには mood の定動詞の語形に対する意味的な関係の曖昧さからくると考えることができる。しかし、それだけではなく別の重要な視点が抜けているのである。その視点というのは、英語学の観点からは自明のことであるが、教育文法の観点からはほとんど触れられることがなかったと言ってよく、この小論文ではその視点とは何かを具体的に考えていく。

2

仮定法の時制については単に仮定法内の時制の問題だけを見ていてもだめなのである。よく高校生の参考書等に

規則 1 「現在の事実の反対は仮定法過去が、過去の事実の反対には仮定法過去完了が用いられる。」

との説明があるが、上記の説明の中にある「現在」と「過去」の定義・意味が曖昧であるために多くの高校生は仮定法の直接話法の文を間接話法に転換した場合に、(1)を(2)のように書き換えるのである。

(1) He said, "If I were rich, I could buy a new car."

(2)*He said that if he had been rich, he could have bought a new car.

(1)の直接話法の仮定法にとっての「地の時」は said という過去の時であり、この時を基準に考えて said という過去の時の事実の反対であるから仮定法過去完了の(2)の文に書き換えてしまうのである。

正しくは

(3) He said that if he were rich, he could buy a new car.

である。他にも例を挙げてみよう。

(4) She wished she could be [*could have been] frankly selfish and keep him at home.

(5) He acted as if he were [*had been] losing his temper.

つまり、規則１の説明に単純に従えば書き換えを誤る場合があるのである。また、よく参考書等で、「仮定法は時制の一致を受けない」と述べられている。これは(1)の直接話法を(3)の間接話法に書き換える際には問題は生じないが、仮定法の文を談話構造の中でコミュニカティブに用いようとするときに、規則１の説明が頭を離れず、どの時制を用いて表現してよいのかわからなくなるのである。例えば、

(6) I wanted to buy a new car, but I couldn't because I was unemployed. But I often thought that I could buy a new car if I were employed.

の下線部のある英文を表現する場合に、表面的な規則１の解釈に従い

(7)*But I often thought that I could have bought a new car if I had been employed.

としてしまう生徒が多くいるのである。

3

3．1

安井(1989：179)は

規則２「言語活動に関する限り、『現在』というのは、常に、話し手を中心にし、話し手の存在している時を軸にして決まってくるものである。時間の直示体系(deixis)の原点は話し手が話し手として存在している『今』、つまり、『話し手の現在』(speaker's present)にあるということである。」

と述べている。

この考えに従うなら、

(1)He said, "If I were rich, I could buy a new car."

において、この文全体の「話し手の現在」は“今”ということになるが、直接話法の仮定法そのものの「話し手の現在」について限って考えるならばsaidの時となり、仮定法の内容が「話し手の現在」：saidの時の事実の反対であるために、

(3)He said that if he were rich, he could buy a new car.

間接話法に書き換えた場合でも仮定法は、仮定法過去でよいことになる。

(8)He said, "If I had been rich in my youth, I could have bought a new car."

であれば、直接話法の仮定法そのものの「話し手の現在」はsaidの時となり、仮定法の内容が「話し手の現在」:saidの時より過去の事実の反対であるために仮定法過去完了でよいこととなる。

(9) He said that if he had been rich in his youth, he could have bought a new car.

3．2

3.1のように考えた場合、文全体の「話し手の現在」と仮定法そのものの「話し手の現在」とが存在することになり複雑なものになってしまう。このことを安藤(1983)に基づいて考えると簡潔なものになる。

安藤(1983:61)はReichenbach(1947)に従って、発話時(point of speech, S)、事件時(point of event, E)、基準時(point of reference, R)の３つの時点に区別している。時制は基準時が発話時よりも前か後か、それとも同時かという関係を示すものであるから、過去・現在・未来の３時制は、一般言語学的には

(10) 過去　R<S
　　現在　R=S
　　未来　S<R

のように図示できるとしている。

そして、例として

(11) The train had left when we arrived at the station.

において、話し手が(11)を述べている時点がS<発話時>、我々が駅に着いた時点がR<基準時>、列車が出た時点がE<事件時>とし、この関係を(12)のように図示している。

(12)

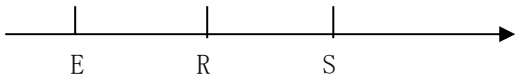

ここで、R<基準時>はS<発話時>よりも「前」なので過去時制であり、E<事件時>はR<基準時>よりも「前」なので過去完了となると説明している。

この３つの時制の考え方に基づいて仮定法の時制を考えると、仮定法の時制の問題が見えてくる。

仮定法の時制で重要なのは基準時と事件時との関係である。基準時は「仮定する基準となる時」のことであり、これを「仮定する時」と規定する。また、事件時は「仮定文の真の時」であり、これを「仮定する内容の時」と規定する。

(3)、(4)、(5)の「仮定する時」と「仮定する内容の時」との関係をS<発話時>も入れて考えると、

(3) S>「仮定する時」(過去;saidの時)=「仮定する内容の時」(過去)
(4) S>「仮定する時」(過去;wishedの時)=「仮定する内容の時」(過去)
(5) S>「仮定する時」(過去;actedの時)=「仮定する内容の時」(過去)

となる。

次の仮定法過去の場合はどうであろうか。

(13) If I were rich, I could buy a new car.

(14) I wish I were a bird.

(15) I wished I were a bird.

(16) She speaks as if she knew everything.

(17) She spoke as if she knew everything.

(18) If I won first prize in the lottery, I could travel to Hawaii.

(19) I said that if I won first prize in the lottery, I could travel to Hawaii.

上記の英文をS<発話時>、「仮定する時」と「仮定する内容の時」との関係で考えると

(13) S=「仮定する時」(現在)=「仮定する内容の時」(現在)

(14) S=「仮定する時」(現在;wishの時)=「仮定する内容の時」(現在)

(15) S>「仮定する時」(過去;wishedの時)=「仮定する内容の時」(過去)

(16) S=「仮定する時」(現在;speaksの時)=「仮定する内容の時」(現在)

(17) S>「仮定する時」(過去;spokeの時)=「仮定する内容の時」(過去)

(18) S=「仮定する時」(現在)<「仮定する内容の時」(未来)

(19) 「仮定する時」(過去;saidの時)<「仮定する内容の時」(未来)<S

となる。

さらに、仮定法過去完了について考えてみる。

(20) If I had been there, I would have told him the truth.

(21) I wish I had known how to do it.

(22) I wished I had known how to do it.

(23) She speaks as if she had seen a ghost.

(24) She spoke as if she had seen a ghost.

上記の英文をS<発話時>、「仮定する時」と「仮定する内容の時」との関係で考えると

(20) S=「仮定する時」(現在)>「仮定する内容の時」(過去)

(21) S=「仮定する時」(現在;wishの時)>「仮定する内容の時」(過去)

(22) S>「仮定する時」(過去;wishedの時)>「仮定する内容の時」(過去より前)

(23) S=「仮定する時」(現在;speaksの時)>「仮定する内容の時」(過去)

(24) S>「仮定する時」(過去;spokeの時)>「仮定する内容の時」(過去より前)

となる。

このように見てくる分かるように、S<発話時>は仮定法の形式をなんら拘束しないのである。

要は、「仮定する時」と「仮定の内容の時」の関係であり、
(25)「仮定する時」≦「仮定する内容の時」→ 仮定法過去
(26)「仮定する時」＞「仮定する内容の時」→ 仮定法過去完了
ということになる。

３．３

上記のことを図でまとめてみると、

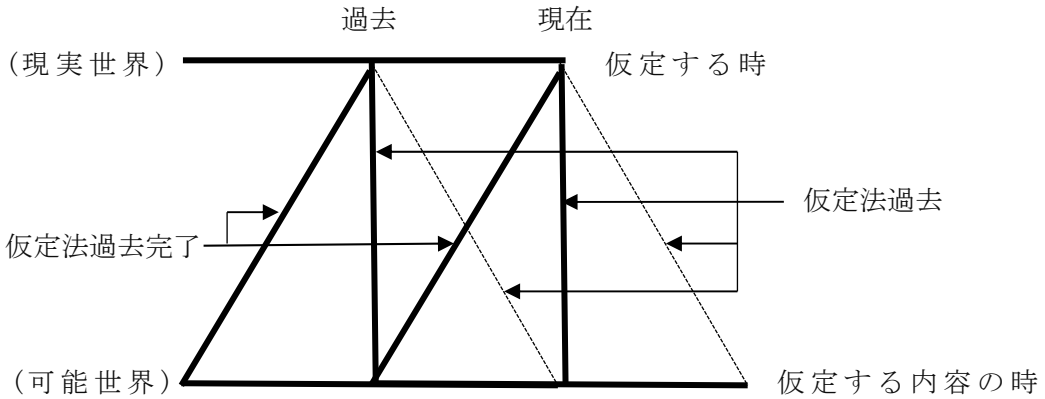

図１

図１のようになる。

この図１から、「仮定する時」が「過去の時」であるのか「現在の時」であるのかは関係ないということが分かり、簡略化すると

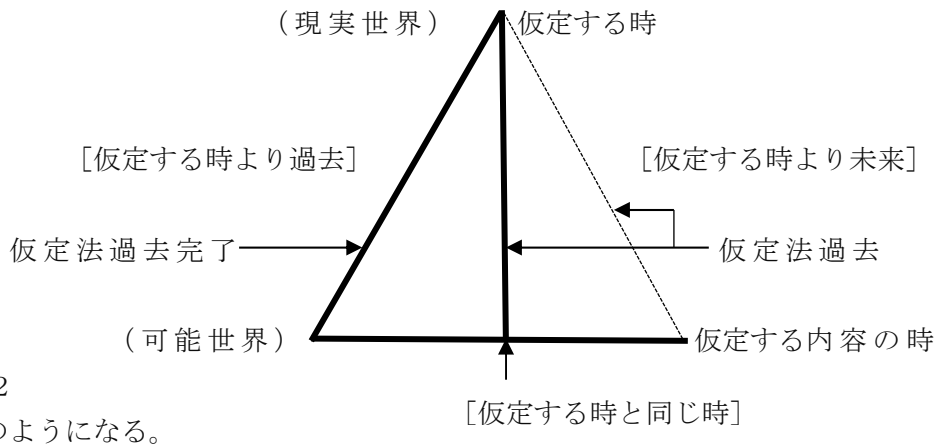

図２

図２のようになる。

ただし、図２の［仮定する時より未来］については、「起こる可能性」に対する話

し手の「心的態度」の問題や、直接法の条件文との関係もあり、更なる説明が必要となる。よって、仮定法を教える初期の段階では、「仮定する時の事実と反対」を表す仮定法過去と「仮定する時より過去の事実と反対」を表す仮定法過去完了について教えるだけで十分であると考える。

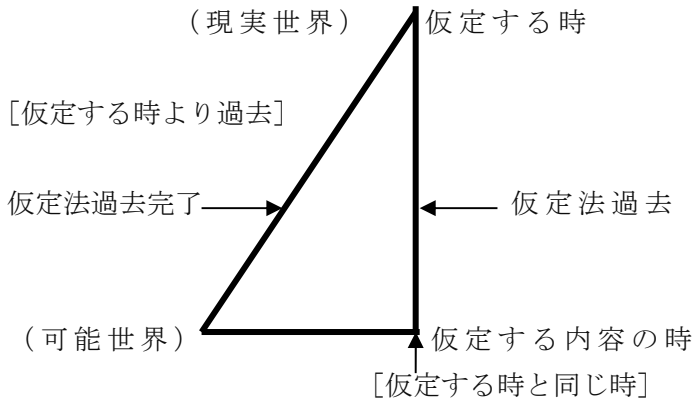

図３

従って、図２を図３のようにさらに簡略化し、(25)(26)の規則は

(27)「仮定する時」＝「仮定する内容の時」→ 仮定法過去

(28)「仮定する時」＞「仮定する内容の時」→ 仮定法過去完了

とすればよい。

つまり、仮定法過去と仮定法過去完了のどちらを用いるべきかについて指導する際には、「仮定する時」と「仮定する内容の時」の概念をしっかり理解させたうえで、「仮定する時」と「仮定する内容の時」の間に時間のズレがあるかないかだけをしっかり見分けるように教えるだけで十分なのである。

4

日本語の条件文は語形上の変化がなく「たら、なら、あれば」などで全ての条件文を表現してしまうが、英語の条件文は時の概念に基づいて定動詞の語形で表されるので、時の概念が仮定法の最も学習困難なところであると言える。そのような時の概念は日本人のメタ言語意識にはないが、英語国人は当然のこととして意識しているのである。そのため、英語の文法書にも特別の記述がないのである。よって、日本人の学習者はこの時の概念をまず明確な形で身につけることが、仮定法理解の基本である。

しかし、上記の関係を導入段階で教えることが困難な場合も考えられる。その場合には、便宜的な形として「規則１」を用いて指導せざるを得ない。仮定法の基本的な

概念がある程度定着した段階において、上記の談話構造の時制との関係で仮定法を指導すべきであろう。

仮定法における時の概念ができれば、90％以上仮定法について理解できたと言える。あとの 10％はパターンの習得である。逆に言えば、この仮定法の時の概念が理解できない限り仮定法を理解しているとは言えないのである。このような文法項目に対する理解があって初めて、文を自分のものとしてコミュニカティブに生成することができるのであり、このような観点からの文法こそ「コミュニケーションのための文法」と言えるのではないだろうか。

引用文献

安藤貞雄（1983）『英語教師の文法研究』. 大修館書店, 東京.
Bradly, H.(1904). *The Making of English*. Macmillan, London.
Celce-Murcia, M and D. Larsen-Freeman.(1983). *The Grammar Book: an ESL/ EFL teacher's course*. Newbury House, Rowley, Mass.
諏訪部真（1985）「生徒にとって仮定法はなぜ難しいか」『英語教育』. 12, 6-8. 大修館書店, 東京.
安井稔（1989）『英文法を洗う』. 研究社, 東京.
吉田一彦（1986）『現代英語の表情』. 研究社, 東京.

参考文献

Akatsuka, N.(1986). "Conditionals are Discourse-Bound." In Traugott, E. C.,A. T. Meulen, J. S. Reilly and C. A. Ferguson (eds.) *On Conditionals*, pp. 333-351. Cambridge University Press, Cambridge.
小寺茂明（2014）『デュアルスコープ総合英語』. 数研出版, 東京.
Brown, G. and G. Yule.(1983). *Discourse Analysis*. Cambridge University Press, Cambridge.
Ford, C. E. and S. A. Thompson.(1986). "Conditionals in Discourse: A Text-Based Study Form English." In Traugott, E. C., A. T. Meulen, J. S. Reilly and C. A. Ferguson (eds.) *On Conditionals*, pp. 353-372. Cambridge University Press, Cambridge.
福地肇（1985）『新英文法選書 10　談話の構造』. 大修館書店, 東京.
柏野健次（2012）『英語語法詳解』. 三省堂, 東京.
中右実（1994）『認知意味論の原理』. 大修館書店, 東京.
中野清治（2016）『英語仮定法を洗い直す』. 開拓社, 東京.
Palmer, F. R. (1986). *Mood and Modality*. Cambridge University Press, Cambridge.
Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik.(1985). *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman, London.
Reichenbach, H.(1947).*Elements of Symbolic Logic.* Free Press, New York.